

令和2年度

総 会 議 案 書

大阪市立小中学校事務研究会

令和 2 年度 総会

1 議事

- (1) 令和元年度 事業報告
- (2) 令和元年度 会計決算報告
- (3) 令和元年度 監査報告
- (4) 令和 2 年度 役員等選出について
- (5) 令和 2 年度 事業計画（案）
- (6) 令和 2 年度 会計予算（案）

令和元年度 事業報告

大阪市の学校事務職員においては、学校経営への積極的な参画を図るため、これまでも学校管理規則の改正、学校財務取扱要綱の制定、学校事務における学校間連携の実施など、諸条件の整備が進められてきました。そして、平成31年3月には、学校マネジメント機能の一層の強化を図るため、大阪市学校間連携実施要綱と標準職務が改正されました。私たちは、教育目標達成のために多角的な視点から学校全体を見渡し、事務をつかさどる職としてこれまで以上に積極的・主体的に学校経営に参画することを職務として期待されています。一方、中央教育審議会においては「学校における働き方改革」にかかわり、学校の組織運営体制のあり方について、総務・財務等に通じる専門職である学校事務職員やサポートスタッフ等との役割分担を図ること等が挙げられ、そのために、教育委員会は、学校事務職員の質の向上、学校事務の適正化と事務処理の効率化に取り組むこととされ、学校事務職員の業務へのかかわり方が注視されています。

そのようななかで、大阪市立小中学校学校事務研究会（以下、市事研）は、学校長の監督のもと、総務と財務における知識を最大限に発揮し、これまで以上に積極的・主体的に学校経営に参画していくことや、さまざまな状況の変化にも対応できる学校組織体制を創造し、コンプライアンスの確保とより信頼ある確かな学校事務の実現に向けて、研究課題である「次代へつなげる学校事務を築く」、そして活動の3本柱である「責任と自覚ある学校事務の確立に向けた研究」「信頼に応える確かな学校事務の実践」「組織力の向上」について研究会活動を進めてきました。

5月には、「学校徴収金及び学校給食費の未納対策について」と題し研修会を開催しました。寝屋川市 経営企画部 都市プロモーション課 係長 岡元 譲史 様を講師としてお招きし、滞納整理にかかる性質やポイントについて、関係法令を踏まえ、技術的な面や精神的な面から未納対応についてご講演いただきました。納付折衝を行う際に必要となる準備や知識、滞納者との適切な距離のはかり方等について理解を深めました。

9月には、「次代へつなげる学校事務を築く ～ともに語り、創造する 新時代の魅力ある学校～」を大会テーマに、第26回大阪市立小中学校学校事務研究大会を開催しました。研究部からは、「財務運営サイクルの実践と検証について」を研究テーマに研究発表を行いました。第25回大会の研究発表以降、引き続き年間財務運営サイクルについて検討や考察を進め、それを基に研究部員が各所属校で行った実践の報告やそれに対する検証について発表を行いました。その後のパネルディスカッションでは、5名の方をパネリストとして迎え、学校の業務で実践している工夫や苦勞をしている点、またそれぞれの立場から学校間連携を通じて感じていることや取り組みたいこと、課題解決につながった事例などについて討議し、最後に学校経営に参

画することへの考えや想いについて熱く語っていただきました。また、学校事務職員を取り巻く全国的な流れや他都市の状況などを聴く貴重な機会となりました。

11月には、「物品会計事務について」の実務研修会を開催しました。大阪市所有の財産である物品や図書により適正かつ効果的な管理に関して、物品会計における備品の分類基準や備品出納事務の流れ、現有確認（棚卸し）等について、ケースごとの事務フローや事務処理の説明を行うことで知識を深めることができました。

1月には、研修部員を講師としたパソコン研修会を開催しました。実務で使用している様式やデータを用いることで、効率的に業務が行えるようなパソコン知識の向上を図るための研修を行うことができました。

市事研のホームページについては、管理方法の変更やメニューのリニューアルを行うことで、会員の利便性の向上を図りました。また、研修会で使用した資料や市事研が作成した様式等を、会員が業務に利用することができるよう、資料掲載ページへ掲載するなど、定期的に更新を行うことで、よりいっそうの充実を図りました。

3月には、より効果的・効率的な学校事務につながるよう今の時代に即した形をめざして平成30年度より2年に及んで研究を重ねてきた「学校事務ハンドブック・財務運営編」の改訂について、研究大会後も引続き研究と実践を行い、「解説編」「年間財務運営サイクル編」「校内帳票編」で構成し10年ぶりに改訂版を発行しました。

1 総会

本会の最高決議機関である総会は、会員の意思を反映させる場です。
令和元年度は、次により開催しました。

開催日	令和元年5月24日（金）
会場	大阪市立港区民センター
議事	(1) 平成30年度 事業報告 (2) 平成30年度 会計決算報告 (3) 平成30年度 監査報告 (4) 令和元年度 役員等選出について (5) 令和元年度 事業計画（案） (6) 令和元年度 会計予算（案）

2 幹事会

総会で委任された事項について協議・決議し、研究や研修活動の円滑な実施を図るよう努めました。

年 月 日	会 場	内 容
元. 6. 18	大阪市教育センター	<ul style="list-style-type: none">・ 今年度の活動について・ 第26回大阪市立小中学校事務研究大会について・ 業務連絡 学校維持運営費等予算について 業務マニュアル更新について 備品の棚卸しについて 等
2. 2. 19	大阪市教育センター	<ul style="list-style-type: none">・ 補正予算について・ 役員等選出委員会の設置について・ 今年度の活動について・ 第26回大阪市立小中学校事務研究大会について・ 業務連絡 学校維持運営費予算等について 学校徴収金会計における「概算契約」の取扱について 就学援助事務における個人情報の取扱について 等

3 役員会

役員会は、総会で承認された事項や協議された事項について適宜会議を開催し、円滑な研究会活動を図るよう努めました。

4 事務局

〔活動内容〕

- (1) 本会の事務の総括及び整理
- (2) 組織実態の把握
- (3) 会務の記録及び保存
- (4) 会報やホームページ等による情報発信
- (5) 関係機関・団体との連携

事務局は、各専門部との連携や、全事研・近事研・府事研との連携をはじめとし、関係機関との調整にあたり、市事研の効率的な会務運営に努めました。

また、市事研究会報「市事研 おおさか 翔」第212～218号を発行しました。会報には、総会、幹事会、専門部主管の研修会等の案内や報告、本会の活動内容、関係機関・団体の研究大会等の報告などを掲載し、会員のみならず所属長や関係機関等に配付することで、市事研の活動について広く周知を図ることができました。

ホームページについては、会員の皆様に少しでも便利にご活用いただけるよう、TOP ページをリニューアルしました。そして、会報や研修会等の案内を掲載するとともに、実務研修会資料や研究集録、文書分類用ラベルなど、会員が業務で活用できる資料を掲載しました。

発行物	内容等
会報 (212号)	・研修会及び総会 開催案内 ・研修部PC講座 Vol.10
会報 (213号)	・会長あいさつ ・第26回大阪市立小中学校事務研究大会について ・ホームページのリニューアル及びログイン方法について
ユーザー名及び パスワード	令和元年度の会費納入者へ発送
会報 (214号)	・第26回大阪市立小中学校事務研究大会開催に向けて ・研修会「学校徴収金及び学校給食費の未納対策について」報告 ・令和元年度 総会報告 ・令和元年度 役員・事務局専門部員・監査委員名簿 ・令和元年度 幹事会名簿 ・幹事会報告 ・大阪府公立学校事務研究会定期総会報告
会報 (215号)	・第26回大阪市立小中学校事務研究大会案内 ・大阪府公立学校事務研究会研修講座（第75回）報告
会報 (216号)	・第26回大阪市立小中学校事務研究大会報告 ・実務研修会「物品会計事務について」案内 ・第37回政令指定都市学校事務職員研究協議会報告 ・第51回全国公立小中学校事務研究大会（岡山大会）報告 ・近畿公立小中学校事務職員研究会研修会報告 ・研修部PC講座 Vol.11

会報 (217号)	<ul style="list-style-type: none"> ・会長あいさつ ・令和元年度実務研修会「物品会計事務について」報告 ・第11回全国公立小中学校事務職員研究会兵庫支部研究大会報告 ・第28回大阪府公立学校事務研究大会報告 ・第46回奈良県公立小中学校事務研究大会報告 ・第48回滋賀県公立小中学校事務研究大会報告 ・令和元年度京都市立学校事務研究大会報告 ・令和元年度神戸市立小学校事務研究大会報告
会報 (218号)	<ul style="list-style-type: none"> ・幹事会報告 ・令和2年度研修会及び総会案内 ・近畿公立小中学校事務職員研究会 学校事務セミナー報告 ・全国公立小中学校事務研究会 評議員会報告 ・文書分類用ラベル作成手順
転任個人報告書	各所属へ発送（ホームページにも掲載）

5 専門部

◆ 研究部

〔活動テーマ及び方針〕

(1) 次代へつなげる学校事務のあり方についての研究

社会の急激な変化や学校事務職員の世代交代や単数配置校化が進むなか、大阪市の今後の学校事務のあり方について研究します。総務・財務の知識を併せもつ学校で唯一の行政職員として、学校長の監督のもと学校マネジメント機能をより一層強化するため、財務運営を中心に具体的な実務実践に取り組みます。その取組を基に、効率的・効果的な財務運営サイクルについて研究します。そして、各学校の教育目標達成に向け教職員と協働し、運営に関する計画等と結び付いた標準的な財務運営の確立に向け考察します。

(2) 事務改善に関する研究

学校事務職員に求められる役割がますます大きくなるなか、より積極的・主体的に学校経営に参画するため、学校事務の領域全般を視野に入れた、効率的・効果的な学校事務運営について研究します。

(3) 学校事務の調査及び統計

① 会員の意見や実践事例等を、研究や本会の活動に活かすため、必要な実態調査及び意識調査を実施します。

② 全国的な学校事務の状況や、関係団体等の研究内容を調査し、研究に活かすとともに、調査結果について情報提供を行います。

〔活動内容〕

大阪市では急速に学校事務職員の世代交代が進み、学校事務職員のおよそ半数が20歳代と、経験年数の浅い職員が多くなっていることや、児童生徒数の減少などにより、約半数の学校で学校事務職員が単数配置となっている状況のなか、学校間連携を通じた学校事務職員の育成と、情報共有、業務の効率化に向けた取組が進められています。

そのような現状を踏まえ、研究部では、平成 30 年度より学校経営の基盤の一つである学校財務運営に着目し、各学校の諸条件や財務担当職員の経験年数の違いなどにかかわらず、的確な意思形成のもと、適正かつ効果的な財務運営がすべての学校で標準的に行われることを目的として平成 13 年度末に発行し、平成 20～21 年度に改訂を行った「学校事務ハンドブック・財務運営編」を今の時代に即した内容へと改訂することを目標に、より効果的・効率的な財務運営モデルについて研究を進めてきました。

そして、令和元年 9 月 19 日に開催した第 26 回大阪市立小中学校学校事務研究大会において「財務運営サイクルの実践と検証について」と題し、研究発表を行いました。研究発表では、これまで研究を進めてきた財務運営サイクルについて、研究部員が各所属校で財務運営の実践に取り組み、実践の検証などから考察した財務運営サイクル案の発表を行いました。

研究大会後は、発表内容から更に実践を進め「学校事務ハンドブック・財務運営編」の改訂を行い、令和元年度改訂版として令和 2 年 3 月 25 日付けで各学校に配付しました。

◆ 研修部

〔活動テーマ及び方針〕

(1) より自律的で安定した学校事務を実現するための研修

学校事務を取り巻く環境が大きく変化していくなか、各学校で日々の業務を確実に遂行し、より広い視野から学校経営に参画することができるよう、会員の職能形成や資質向上につながる研修会を企画します。

(2) 効率的・効果的な事務処理を進める研修

より効率的・効果的な事務処理を行うための研修会の企画や資料作成に取り組みます。

(3) 今日的課題等に関する研修

子どもを取り巻く社会的課題や学校現場の課題はもとより、日々の実務実践に活かせる課題をより深く理解するため、専門的な知識や経験を積まれた講師による研修会を企画します。

(4) 実務における技能や知識を高める研修

会報やホームページを活用し会員の実務実践力の向上へつながる情報発信に努めます。

(5) 大阪市立学校事務連絡協議会（市連協）の取組に協力します。

〔活動内容〕

研修部では活動テーマ及び方針に基づき、四つの研修会を行いました。

5 月に開催した研修会では、講師をお招きし、学校徴収金や学校給食費の未納対策について、滞納整理にかかる性質やポイント、関係法令の説明、未納対応を進めるにあたっての取組等についてご講演いただきました。

11 月には、より効率的・効果的な物品管理を行うために、物品会計事務にかかる研修会を開催しました。備品出納事務、年度末における現在高確認といった事務の流れや、学校間の物品の異動にかかる保管換えやリユース物品の取扱について事例

を交えて紹介しました。参考資料では学校図書における物品会計事務として、学校図書館法の根拠や、学校図書館活用推進事業に伴うコーディネーター等の配置の仕組、図書管理方法の種類や図書原簿についてまとめ、図書の受入や廃棄の流れ、図書の現有確認などの必要な手続きを掲載しました。

12月には、大阪市立高等学校事務研究会と大阪市立学校事務連絡協議会を協催しました。各研究会の活動内容について共有し、研究会間の連携強化を図りました。また、職場におけるメンタルヘルス対策の必要性から職員間のより良い関係性を構築、風通しの良い職場作りのために、実践的プログラムを通じて必要なコミュニケーションスキルを学びました。

1月には、エクセルに関するパソコン研修会を開催しました。研修部員が講師を務め、資料はエクセルの「難しい」というイメージを払拭できるようなものに一新し、操作を行うデータは日頃の業務で使用する支出起案書等の様式を用いて、実務実践例に基づいた操作研修を行いました。

〔研修内容〕

- (1) 研修会 「学校徴収金及び学校給食費の未納対策について」
日 程 令和元年5月24日（金）
対 象 大阪市立小中学校事務研究会会員
講 師 寝屋川市 経営企画部
都市プロモーション課 係長 岡元 譲史 様
会 場 大阪市立港区民センター

- (2) 実務研修会 「物品会計事務について」
日 程 令和元年11月27日（水）
対 象 大阪市立小中学校事務研究会会員
発 表 研修部
会 場 大阪市教育センター

- (3) 大阪市立学校事務連絡協議会 「職場でのコミュニケーションについて」
日 程 令和元年12月10日（火）
対 象 大阪市立小中学校事務研究会役員・事務局専門部員・監査委員、
大阪市立高等学校事務研究会の各会員
講 師 大阪メンタルヘルス総合センター
臨床心理士 藤本 千春 様
会 場 大阪市立生野工業高等学校

- (4) パソコン研修会 「E x c e lに関する操作研修」
日 程 令和2年1月28日（火）
対 象 大阪市立小中学校事務研究会会員
内 容 エクセルに関する操作研修
会 場 大阪市教育センター

6 研究大会実行委員会

第26回研究大会実行委員会を研究大会実施規程に基づき開催しました。大会を円滑に実施するために実行委員が事務局・庶務担当・集録担当に分かれ、研究部、役員会と連携しながら企画・運営にあたりました。

研究大会の概要は次のとおりです。

大会テーマ	「次代へつなげる学校事務を築く」 ～ともに語り、創造する 新時代の魅力ある学校～
開催日	令和元年9月19日(木)
会場	大阪市教育センター
内容	研究発表 「財務運営サイクルの実践と検証について」 大阪市立小中学校事務研究会 研究部 パネルディスカッション 「大阪市の学校事務の現状とこれからの考える」 《パネリスト》 近畿公立小中学校事務職員研究会兼 京都市立学校事務研究会 会長 大村 一弘 様 大阪市立真田山小学校 事務主幹 山口 佐知子 様 大阪市立鶴町小学校 事務主任 中橋 康治 様 大阪市立瓜破北小学校 主 務 西村 勇哉 様 大阪市立南小学校 事務職員 堀 本文 菜 様 《コーディネーター》 大阪市立小中学校事務研究会 会長 板谷 知佳 (大阪市立南中学校)

7 関係機関・団体との連携

(1) 全国公立小中学校事務職員研究会(略称 全事研)

定期総会の議事内容は、次のとおりです。

- ① 平成30年度 事業報告について
- ② 平成30年度 決算報告及び監査報告について
- ③ 50周年記念事業報告について
- ④ 50周年記念事業 決算報告及び監査報告について
- ⑤ 令和元年度 会長・副会長及び監査の選出について
- ⑥ 令和元年度 常任理事の承認について
- ⑦ 令和元年度 事業計画(案)について
- ⑧ 令和元年度 予算(案)について

(2) 近畿公立小中学校事務職員研究会(略称 近事研)

近事研代議員会の議事内容は、次のとおりです。

- ① 平成30年度 事業報告及び監査報告について
- ② 平成30年度 会計決算及び監査報告について

- ③ 令和元年度 事業計画（案）について
 - ④ 令和元年度 会計予算（案）について
- (3) 大阪府公立学校事務研究会（略称 府事研）
定期総会の議事内容は、次のとおりです。
- ① 平成30年度 事業報告について
 - ② 平成30年度 会計決算報告並びに監査報告について
 - ③ 令和元年度 役員等の選出について
 - ④ 令和元年度 事業計画（案）について
 - ⑤ 令和元年度 会計予算（案）について
- (4) 大阪府立学校事務連絡協議会（略称 市連協）
事業報告〔研修部 活動内容〕参照
- (5) 政令指定都市学校事務職員研究協議会
さいたま市が主管し、開催されました。
政令指定都市給与移管後の職務内容や共同実施、研究会活動の変化について、各市の取組などの情報交換、討議を行いました。それぞれの単位研究会の研究や研修活動の報告や情報交換を行い、その成果を共有しました。
- ① 学校事務領域における諸課題の整理と今後の組織運営について
 - ② 政令指定都市における権限移譲後の学校事務の展望について
 - ③ 権限移譲後の変化に伴う研修等のあり方について

令和元年度 会計決算書

令和元年度 大阪市立小中学校事務研究会会計の決算は、次のとおりです。

1 収入の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	補正予算額	予 算 現 額	決 算 額	説 明
会 費	548,000	-99,000	449,000	449,000	1,000円×440名、過年度収納分
補 助 金	200,000	0	200,000	200,000	(公財)日本教育公務員弘済会大阪支部研究助成金
研 究 大 会 資 料 代	10,000	-10,000	0	0	研究大会資料代(追加分)
前 年 度 繰 越 金	322,532	0	322,532	322,532	
雑 収 入	100	309,904	310,004	310,004	銀行預金利息、広告収入等
合 計	1,080,632	200,904	1,281,536	1,281,536	

2 支出の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	補正予算額	予 算 現 額	決 算 額	説 明	
報 償 費	報 償 金	70,000	-69,540	460	460	
需 用 費	消 耗 品 費	125,000	54,319	179,319	179,319	運営・活動用消耗品等 事務局 168,190 円 研究部 0 円 研修部 10,200 円 研究大会 929 円
	印 刷 製 本 費	400,000	70,000	470,000	470,000	研究集録、学校事務ハンドブック印刷
運 営 費	渉 外 費	6,000	-6,000	0	0	
役 務 費	通 信 運 搬 費	35,000	4,543	39,543	39,543	郵便切手、振込手数料、物品運搬費等
	筆 耕 翻 訳 料	30,000	2,520	32,520	32,520	研修会手話通訳料
使 用 料	会 場 使 用 料	34,000	-1,700	32,300	32,300	会場使用料
	貸 借 料	81,600	-12,330	69,270	69,270	ホームページサーバー料等
負 担 金	会 費	105,000	0	105,000	105,000	全・府事研会費、政令指定都市分担金等
旅 費	普 通 旅 費	194,000	-45,024	148,976	148,976	全事研評議員会交通費等
予 備 費		32	-32	0	0	
次 年 度 繰 越 金		0	204,148	204,148	204,148	
合 計		1,080,632	200,904	1,281,536	1,281,536	

令和元年度 監査報告

1 事業監査報告

総会で承認された事業計画に基づいて、事務局及び各専門部が活動を成し得ているかどうか、会則第 25 条の規定により、幹事会等に出席し監査を行いました。

令和元年度の事業計画のとおり、事務局及び各専門部が、会則第 2 条の規定に基づいて、目的達成に向け活動していたことを認めます。

2 会計監査報告

令和元年度会計について、会則第 25 条の規定により、帳簿等の監査を令和 2 年 4 月 27 日に行いました。

令和元年度会計決算報告書のとおり、会則第 39 条による会計規程に基づいて関係書類が整備され、適正に執行されたことを認めます。

令和 2 年 4 月 27 日

監査委員	中橋康治 ⑩
監査委員	石川弘一 ⑩

(印影省略)

令和 2 年度 事業計画（案）

今年度、文部科学省予算は「人生 100 年時代」や「Society5.0」の到来を見据えながら、日本を誰にでもチャンスがあふれる国へと変えていくため、教育再生、科学技術イノベーション、スポーツ・文化芸術の振興により「人づくり改革」を断行し、「生産性革命」の実現を目的に 5 兆 3,060 億円が計上され、そのうち文教関係予算としては、教育政策推進に向けた基盤整備などのために 4 兆 303 億円が計上されました。それにおいては、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制を構築し「チームとしての学校」を実現する観点から、小学校専科指導教員の充実と合わせ、学校総務・財務業務負担軽減のための共同学校事務体制の強化として、学校事務職員の配置拡充が図られています。また、「GIGA スクール構想」においては、Society5.0 時代に向けた人材育成の推進をサポートするために、令和 5 年度までに児童生徒 1 人に 1 台の端末を整備することとされていましたが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえ閣議決定された、令和 2 年度補正予算案では、「1 人 1 台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備等、「GIGA スクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速し、緊急時においても、ICT の活用により、すべての子どもたちの学びを保障できる環境を早急を実現するとして総額約 2,292 億円が計上されました。これにより、学校教育の ICT 化が急速に進むこととなります。

新学習指導要領では、これまでの学校教育の実践や蓄積を活かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成し、その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し連携する「社会に開かれた教育課程」が重視されています。総則における「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」については、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けるようにすることとされています。また、教育委員会は、新学習指導要領の円滑な実施に向けて、主幹教諭等ミドルリーダーのリーダーシップの発揮や、総務・財務等に通じる専門職である事務職員やサポートスタッフ等との役割分担を図ることなど、学校における働き方改革を推進するため、事務職員の質の向上、学校事務の適正化と事務処理の効率化に取り組むこととされ、学校事務職員の業務へのかかわり方が注視されています。

大阪市では、教育施策に関する基本計画である「大阪市教育振興基本計画」が平成 29 年 3 月に改訂され、平成 29 年度から令和 2 年度までの 4 年間で重点的に取り組むべき施策が定められていましたが、平成 30 年度末で計画期間の前半期を終えたことから、各施策の取組状況の点検及び評価を実施し、教育を取り巻く状況も踏まえながら中間見直しが行われ、「第 2 編 アクションプラン編」に示されている各施策の取組内容やスケジュール、取組目標及び成果指標等について、令和 2 年 3 月に変更が行われました。後半期に特に取り組むべき施策としては「学力向上の取組」、「ICT を活用した教育の推進」や「いじめ・不登校などの課題への対応」などが掲げられています。学校運営において、学校長が強いリーダーシップを発揮し、特色ある教育実践を創造し、活性化を図るためには、学校長を中心とした学校の組織マネジメント体制の確立が更に重要となります。また、教員の長時間労働の解消に向

けて、令和元年12月に策定された「学校園における働き方改革推進プラン」においては、大阪市教育振興基本計画に掲げる、「生き抜く力を備え、未来を切り開く心豊かな子どもたちをはぐくむ」ためには、教員が子どもたち一人ひとりに寄り添うための時間を確保できるようにすることや、心身ともに健康で生き生きと働くことができる環境をつくる必要があるとされ、学校園における長時間勤務の解消に向けた取組や環境整備等について示されています。

大阪市の学校事務職員においては、平成19年度より大阪市立学校管理規則で、事務主幹、事務主任及び事務副主任それぞれの職務内容として「事務をつかさどる」と定められ、学校事務職員の学校経営への参画について先進的に条件整備が進められてきました。そして、平成29年4月には学校教育法の一部が改正され、学校事務職員の職務がそれまでの「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に改められました。私たち学校事務職員は、学校現場で働く唯一の行政職員として、総務や財務面における専門性を伸ばしつつも学校事務の領域全般をつかさどり、責任と権限をもってその役割を果たすことがより一層求められています。そのようななか、平成31年4月に大阪市学校間連携実施要綱と標準職務が改正され、学校マネジメント機能の強化が図られました。また、令和2年4月1日には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する共同学校事務室をモデル設置し、施行実施することに伴って、大阪市立学校管理規則が一部改正されました。これは、これまでの学校間連携によって積み重ねてきた成果を更に充実・発展させ、OJTを通じた学校事務職員の人材育成や、学校事務の標準化、事務処理の効率化を図り、更なる学校マネジメント機能の強化を目的としています。また、これに伴い大阪市共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱が制定され、北区の一部と中央区において共同学校事務室を設置し、共同学校事務室の拠点校及び構成校、従事する職員、総括室長や室長等の職務内容などが定められました。

市事研では、こうした新しい時代に対応した学校事務職員の果たすべき役割、学校事務のあり方を探究し、より高度で信頼ある確かな学校事務の実現と学校教育の充実に向け、日々の研究や実践を重ね、その成果を教育現場の実態に即した制度の構築や学校間連携の更なる推進、モデル設置される共同学校事務室の動向を注視しながら効果的な学校事務体制の確立へとつなげていく必要があると考えます。また、学校事務職員が総務・財務における専門性を最大限に発揮し、学校マネジメントにおける中核の一端を担うためには、拡大していく役割や複雑化していく業務に対して、的確な計画性や判断力をもって学校の企画運営に参画していくことが必要です。その目的を果たすため、これまで積みあげてきた研究や実践等を踏まえつつ、より効果的で効率的な学校事務のあり方について研究を進めます。

そこで、今年度の研究課題については、「学校力向上の一翼を担う」とし、活動の重点を「次代の学校事務の確立に向けた研究」「信頼に応える確かな学校事務の実践」「組織力の向上」とします。

1 次代の学校事務の確立に向けた研究

市事研では、各学校の教育目標達成に向け教職員と協働し、運営に関する計画等と結び付いた財務運営が適正に行われるよう2年の研究過程を経て、令和2年3月に「学校事務ハンドブック・財務運営編」を改訂し発行しました。それは、学校事

務職員が財務運営を通して、より積極的・主体的に学校経営の参画を図ることを推進するものであり、これまでもさまざまな実践が積みあげられてきました。一方で、急速に学校事務職員の世代交代が進み、経験の浅い学校事務職員の単数配置が増加するなかでも、教育目標達成のために確かな先見性をもって積極的・主体的に学校経営への参画を図っていく必要があります。また、新学習指導要領の円滑な実施とともに、学校における働き方改革推進に向けた取組のなかでは、主幹教諭等ミドルリーダーのリーダーシップの発揮や、総務・財務に通じる専門職である学校事務職員やサポートスタッフ等との役割分担を図るといった教育環境等の整備など、学校長を中心とした学校組織マネジメント体制の確立が更に重要とされています。学校事務職員が、これらの期待に応え、教育環境整備などの一翼を担うためには、個々の学校事務職員の力量や経験等からだけではなく、これまで培われてきた実践や経験を共有しながら集団や組織で参画することへと転換を図り、業務の適正化や標準化を図るなかで効率化を創出し、学校マネジメント機能の一層の強化に向け人材育成を図っていく必要があります。すべての学校で学校事務職員が、より積極的・主体的な学校経営への参画を果たすことができるよう、組織としての参画や業務の効果的・効率的な執行等について研究します。

2 信頼に応える確かな学校事務の実践

(1) 市の施策を踏まえた実践

大阪市教育委員会は、令和2年度の運営方針について「大阪市教育振興基本計画」における二つの最重要目標である「子どもが安心して成長できる安全な社会（学校園・家庭・地域）の実現」「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上」を達成するため、施策を総合的に推進し、学校現場への「改革のさらなる浸透」を図るとしています。私たち学校事務職員は、日々の業務を確実に遂行するため、国・市の施策や法改正の動向なども踏まえ、より広い視野から財務運営を行い学校経営に参画する必要があります。そのために必要な情報収集を行い、会員の職能形成や資質向上につながる研修や資料などの作成を行います。

(2) 効果的・効率的な事務の実践

より効果的・効率的な事務処理を行うための研修会の企画や資料作成に取り組みます。

(3) 事務実践につながる今日的課題研究

学校力の向上、信頼に応える確かな学校事務をめざすためには、学校全体の教育力を高めていくことが大切です。子どもを取り巻く社会的課題や学校現場の課題はもとより、学校事務職員の専門性に沿う日々の実務実践に活かせる課題について、より深く理解する研修が必要です。専門的な知識や経験を積まれた方を講師に招いた研修会の実施や情報提供を積極的に進めます。

3 組織力の向上

(1) 会報等の積極的活用

会報の発信を通して、会員へ業務に役立つ資料や情報等の提供を積極的に推進します。また、より多くの情報を迅速に会員へ発信できるよう、ホームページを積極的に活用し、更なる内容の充実に努めます。

(2) 区会

区会は平成 18 年度の会則改正をもって、地域性や区内学校事務職員の構成人数、経験年数を踏まえ、よりきめ細かい OJT・実践交流の場として、学校間の連携を深め、学校の課題解決に向けた活動を展開してきました。一方で平成 27 年度に大阪市学校間連携実施要綱が制定され、学校間連携の推進が図られています。そのようななか、区会については当面休止しますが幹事会や全事研等の資料配付及び情報共有等は引き続き行い、今後の更なる本会の目的達成に必要な研究・研修活動のあり方を含め幹事会等で会員の意見集約を行います。

(3) 事務局・専門部活動の充実

大阪市の学校事務と学校事務職員を取り巻く状況を踏まえ、今後の組織と研究会活動のあり方について検討を進める必要があります。

また会員の意思を反映した事務局・専門部活動に引き続き努めるとともに、活動を通して、今まで以上に研究・研修を行えるように取組を進めます。

令和2年度 活動内容

1 幹事会

幹事会は、会則 11 条に基づく事項について決議し、円滑な研究会活動を図るべく開催します。

2 役員会

役員会は、会則 13 条に基づき会務を執行します。

3 事務局

- (1) 本会の事務の総括及び整理
- (2) 組織実態の把握
- (3) 会務の記録及び保存
- (4) 会報やホームページ等による情報発信
- (5) 関係機関・団体との連携

4 専門部

◆ 研究部

[活動テーマ及び方針]

- (1) 学校事務職員に求められる役割についての研究

学校に対してさまざまな教育課題への対応が求められ、学校現場を取り巻く環境が複雑化・困難化しており、学校事務職員に求められる役割についても拡大・多様化しています。学校における働き方改革が推進されるなかで、学校事務職員が総務・財務などにおける専門性を最大限に発揮し、主体的に学校経営へ参画するため、より適正かつ効率的に業務を行うための業務改善を提案し、それらの取組を基に学校事務職員に求められる役割を考察します。

- (2) 業務改善に関する研究

学校事務の領域全般を視野に入れ、環境整備や事務効率の向上のみならず校内組織の運営などについても実務実践を進め、より適正で効果的・効率的な業務改善について研究します。

- (3) 学校事務の調査及び統計

- ① 会員の意見や実践事例等を、研究や本会の活動に活かすため、必要な実態調査及び意識調査を実施します。
- ② 全国的な学校事務の状況や、関係団体等の研究内容を調査し、研究に活かすとともに、調査結果について情報提供を行います。

◆ 研修部

[活動テーマ及び方針]

- (1) より自律的で安定した学校事務を実現するための研修
学校事務を取り巻く環境が大きく変化していくなか、各学校で日々の業務を確実に遂行し、より広い視野から学校経営に参画することができるよう、会員の職能形成や資質向上につながる研修会を企画します。
- (2) 効果的・効率的な事務処理を進める研修
より効果的・効率的な事務処理を行うための研修会の企画や資料作成に取り組みます。
- (3) 今日的課題等に関する研修
子どもを取り巻く社会的課題や学校現場の課題はもとより、日々の実務実践に活かせる課題をより深く理解するため、専門的な知識や経験を積まれた講師による研修会を企画します。
- (4) 実務における技能や知識を高める研修
会報やホームページを活用し会員の実務実践力の向上へつながる情報発信に努めます。
- (5) 大阪市内立学校事務連絡協議会（市連協）の主管団体として取り組みます。

5 第27回大阪市内立小中学校事務研究大会

市事研研究大会は、会員の研究及び研修の場として定着しています。

第27回研究大会の成功に向けて取り組み、大阪市内立小中学校事務研究大会実施規程に基づき、9月16日（水）に実施する予定です。

6 関係機関・団体との連携

- (1) 全国公立小中学校事務職員研究会（略称 全事研）
- (2) 近畿公立小中学校事務職員研究会（略称 近事研）
- (3) 大阪府公立学校事務研究会（略称 府事研）
- (4) 大阪市内立学校事務連絡協議会（略称 市連協）
- (5) 政令指定都市学校事務職員研究協議会
- (6) その他

※現段階では計画としてあげていますが、今後の状況により変更があります。

令和2年度 会計予算（案）

令和2年度 大阪市立小中学校事務研究会会計の予算は、次のとおりです。

1 収入の部 (単位:円)

項 目	予 算 額	説 明
会 費	586,000	1,000円×586名
補 助 金	200,000	(公財)日本教育公務員弘済会大阪支部研究助成金
研 究 大 会 資 料 代	10,000	研究大会資料代(追加分)
前 年 度 繰 越 金	204,148	
雑 収 入	100	銀行預金利息等
合 計	1,000,248	

2 支出の部 (単位:円)

項 目	予 算 額	説 明
報 償 費	70,000	研究会講師等謝礼
需 用 費	200,000	運営・活動用消耗品等 事務局 165,000 円 研究部 10,000 円 研修部 15,000 円 研究大会 10,000 円
		印刷製本費 250,000 研究集録印刷
運 営 費	6,000	政令指定都市研会議費、渉外費
役 務 費	43,000	通信運搬費 郵便切手、振込手数料、物品運搬費等
	60,000	筆耕翻訳料 研究会手話通訳料
使 用 料	34,000	会場使用料
	52,800	貸借料 ホームページサーバー料等
負 担 金	105,000	全・府事研会費、政令指定都市分担金等
旅 費	179,000	全事研総会・評議員会交通費等
予 備 費	448	
次 年 度 繰 越 金	0	
合 計	1,000,248	

※現段階では予算としてあげていますが、今後の状況により変更があります。

令和2年度 事業・活動計画表

月	事業・活動内容（概要）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度 事業計画の立案 ・ 令和2年度 会計予算の立案 ・ 事務局会、専門部会
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度総会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事会 ・ 事務局会、専門部会
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン研修会
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局会、専門部会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第27回大阪市立小中学校事務研究大会 9月16日（水）大阪市教育センター
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会 ・ 事務局会、専門部会
11	
12	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事会
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局会、専門部会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局会、専門部会 ・ 令和2年度活動の総括

※現段階では計画としてあげていますが、今後の状況により変更があります。

大阪市立小中学校事務研究会会則

制 定 平成5年3月2日
最近改正 平成29年5月26日

前文

本会は、大阪市立小学校事務研究会並びに大阪市立中学校事務研究会の発展的解消により、それぞれの機関決定を経て、ここに組織合同をする。

前身である両研究会の活動の所産である財物は、有形無形を問わず、これを本会が継承する。

第1章 総 則

第1条 本会は、大阪市立小中学校事務研究会という。

2 本会は、事務所を会長の勤務する所に置く。

第2条 本会は、学校事務の研究を推進し、事務職員の資質と職能の向上に努め、大阪市の学校教育の発展に寄与することを目的とする。

2 本会は、前項の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 研究大会の実施
- 2 広報、啓発活動
- 3 調査、研究活動
- 4 研修会の実施
- 5 関係機関・団体との連携
- 6 その他本会の目的達成に必要な事項

第2章 組 織

第3条 本会は、大阪市立小学校、中学校及び学校運営支援センター等に勤務する事務職員で構成する。

第4条 本会は、行政区を組織の単位とする。

2 行政区には、幹事を置く。

第3章 会 員

第5条 本会の会員は、会則に基づき、会の運営と活動に参加する権利を有する。

2 会員は、本会が会費（分担金）を納める研究団体の会員としての権利を有する。

第6条 本会の会員は、所定の会費を納入しなければならない。

第4章 機 関

第7条 本会には、次の機関を置く。

- 1 総 会
- 2 幹 事 会
- 3 役 員 会

第8条 総会は、本会の最高の決議機関で、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。

第9条 総会は、次のことを決める。

- 1 会の運営方針及び事業計画
- 2 予算の決定及び決算の承認
- 3 会則の制定並びに改正
- 4 役員、監査委員の承認
- 5 他団体への加入並びに脱退
- 6 その他本会の目的達成に必要な重要事項

第10条 幹事会は、総会につぐ決議機関で、幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

第11条 幹事会は、次のことを決める。

- 1 総会より委任された事項
- 2 補正予算の決定
- 3 会則の解釈並びに規程の制定及び改正
- 4 その他本会の運営に必要な事項

第12条 役員会は、本会の執行機関で、会長、副会長、事務局長、事務局次長及び専門部長をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が招集する。

第13条 役員会は、次のことを行う。

- 1 決議機関から与えられた事項の執行
- 2 総会及び幹事会に提出する議案の作成
- 3 事務局の運営及び統括
- 4 専門部の運営及び統括
- 5 研究大会の実施
- 6 区会への連絡及び調整
- 7 その他緊急事項の処理

第14条 総会の議長は、出席員より互選する。

- 2 幹事会の議長は、幹事より互選する。
- 3 役員会の議長は、会長があたる。

第15条 この会則による会議は、構成員の2分の1以上の出席で成立する。ただし、総会に出席できない場合は委任状をもってあてることができる。

- 2 前項にかかわらず総会の成立は、4分の1以上とする。
- 3 議決は、出席員の過半数とし、可否同数のときは議長が決める。ただし、第9条第3項に関しては出席員の3分の2以上の同意を必要とする。

第5章 幹 事

第16条 本会には、幹事を置く。

第17条 幹事は、行政区ごとに選出する。

2 選出方法については、行政区より1名の幹事を選出する。

3 幹事は、役員及び監査委員を兼ねることはできない。

第18条 幹事の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1ヵ年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の補充は、当該の行政区で行い、任期は前任者の残余期間とする。

第6章 役 員

第19条 本会には、次の役員を置く。

会 長 1名

副 会 長 2名

事 務 局 長 1名

事務局次長 2名

研 究 部 長 1名

研 修 部 長 1名

第20条 役員の職務は、次のとおりとする。

1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。また、担当専門部に助言し、行政区との連絡調整・本会の会計業務を処理する。

3 事務局長は、事務局業務を総括する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはその代理をする。

5 研究部長、研修部長は、各部の業務を総括する。

第21条 役員は、別に定める役員等選出規程により選出し、総会の承認を得る。

第22条 役員の任期は、総会より翌年の総会までの1ヵ年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の補充で就任したものの任期は前任者の残余期間とする。

第7章 監 査 委 員

第23条 本会には、監査委員を置く。監査委員は本会の運営から独立した権限をもつ。

第24条 監査委員は、2名とする。

第25条 監査委員は、決議された事業計画等に照らし、会務運営及び会計処理の監査を行い会員に報告する。

第26条 監査委員の選出及び任期は、監査業務の独立性を鑑み、第21条、第22条を準用する。

第8章 事務局

- 第27条 本会には、事務局を置く。
- 2 事務局は、事務局長、事務局次長及び事務局員をもって構成する。
 - 3 事務局は、役員のおすすめにより事務局員を若干名置く。
 - 4 事務局員は、会長が委嘱する。
 - 5 事務局員の任期は、事務局長の任期に準ずる。
- 第28条 事務局は、次の業務を行う。
- 1 本会の事務の総括及び整理
 - 2 組織実態の把握
 - 3 会務の記録及び保存
 - 4 関係機関・団体との連携
 - 5 会の内外への広報活動
 - 6 その他必要な事項

第9章 専門部

- 第29条 本会には、次の専門部を置く。
- 研究部
研修部
- 第30条 専門部には、専門部会を置き、部長、副部長及び部員をもって構成する。
- 第31条 専門部は、公募により部員を若干名置く。
- 2 部員は、会長が委嘱する。
 - 3 副部長は、部長が指名する。
 - 4 副部長は、部長を補佐する。
 - 5 副部長及び部員の任期は、専門部長の任期に準ずる。
- 第32条 研究部は、次の事業を行い、研究課題別に小部会を設置することができる。
- 1 職務の研究
 - 2 事務改善研究
 - 3 学校事務の調査・統計
 - 4 その他部の目的達成に必要な活動
- 第33条 研修部は、次の事業を行う。
- 1 研修計画の検討及び立案
 - 2 研修会の立案及び実施
 - 3 その他部の目的達成に必要な活動

第10章 区 会

- 第34条 本会は、行政区に区会を置く。
- 第35条 区会は、本会の目的達成に必要な研究研修活動を行う。
- 第36条 区会には、第4条2に規定する幹事を置く。
- 2 幹事は、幹事会に出席し、本会との連絡調整にあたる。

第11章 会 計

- 第37条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。
- 第38条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第39条 会計規程は、別に定める。

第12章 付 則

- 第40条 この会則の改正については、その議案を付して総会の2週間前に通知する。
- 第41条 この会則は、平成5年3月2日に制定し、平成5年4月1日より施行する。
- 付 則 この会則は、平成7年5月24日に一部改正し、平成7年5月24日より施行する。
- この会則は、平成18年6月15日に一部改正し、平成18年6月15日より施行する。
- この会則は、平成19年2月15日に一部改正し、平成19年2月15日より施行する。
- この会則は、平成23年5月31日に一部改正し、平成23年5月31日より施行する。
- この会則は、平成28年5月27日に一部改正し、平成28年5月27日より施行する。
- この会則は、平成29年5月26日に一部改正し、平成29年5月26日より施行する。

大阪市立小中学校事務研究大会実施規程

- 第1条 この規程は、大阪市立小中学校事務研究大会(以下、「研究大会」という。)を実施するために定める。
- 第2条 研究大会は、専門部、及びグループ・個人の研究・研修等の場とし、職務の探究と職能の向上を図ることを目的とする。
- 第3条 専門部の研究発表等は、1以上の専門部が行う。
2 グループ・個人の研究発表は、公募により行う。
- 第4条 研究大会を実施するために、実行委員会を設置する。
- 第5条 実行委員会は、次により構成する
- | | |
|---------|--------------------|
| 役員会 | 2名(内1名は、研究大会担当副会長) |
| 事務局・専門部 | 各1名 |
| 会員 | 若干名 |
- 第6条 実行委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。
- 第7条 実行委員の任期は、実行委員会の設置より当該研究大会に関するすべての業務が終了するまでとする。ただし、再任は妨げない。欠員による補充については、前任者の残余期間とする。
- 第8条 実行委員会は、次のことを行う。
- 1 研究大会の企画立案に関すること
 - 2 研究発表者等の募集、依頼及び調整に関すること
 - 3 大会運営に関すること
 - 4 大会記録に関すること
 - 5 その他必要な事項
- 第9条 実行委員会は、前条の任務について立案した事項を役員会に報告し、承認を得る。
- 第10条 実行委員会設置の事務は、役員会が行う。
- 第11条 この規程の改定は、幹事会が行う。
- 第12条 この規程は、平成19年4月1日より施行する。

役員等選出規程

- 第1条 この規程は、会則21条に基づいて定める。
- 第2条 この規程は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、研究部長、研修部長及び監査委員の選出に適用する。
- 第3条 選出を行うために、役員等選出委員会を設置する。設置の事務は、事務局が行う。
- 第4条 役員等選出委員は前年度の幹事より5名選出する。
- 2 現役員等が委員になること、及び委員から役員等の候補者になることはできない。
 - 3 委員の互選により委員長を1名置く。
- 第5条 役員等選出委員会は、構成員の2分の1を超える出席で成立し、その過半数で議決され、可否同数の場合は議長が決める。議長は委員長とする。
- 第6条 役員等選出委員会は、次の業務を行う。
- (1) 役員等選出委員会は、会員から役員等の候補者を推薦する。推薦にあたっては会員及び役員等の意見を聴取することができる。
 - (2) 役員等選出委員会は、役員等の候補者の了解を得た後、役員等の候補者の名前を会員に公表する。
 - (3) 役員等選出委員会は、総会において役員等の候補者を公表するに至るまでの経過の報告を行う。
- 第7条 役員等選出委員会は、役員等が総会において承認された後、その任務を終了する。
- 第8条 役員等に欠員が生じたときは、役員会が幹事会にはかる。
- 第9条 この規程の解釈及び改正は幹事会で行う。
- 第10条 この規程は平成19年2月15日より施行する。
- 付 則 この規程は平成29年2月23日に一部改正し、平成29年2月23日より施行する。

会 計 規 程

- 第1条 この規程は、会則第39条に基づいて定める。
- 第2条 この規程は、本会の予算及び出納に関する会計事務に適用する。
- 第3条 本会には次の会計帳簿をもうけ会員の要求により随時これを公開する。
- | | | |
|------------|---------|-------------|
| 1 予算書 | 2 預貯金通帳 | 3 収入・支出関係書類 |
| 4 金銭出納簿 | 5 予算差引簿 | 6 決算報告書 |
| 7 その他必要な書類 | | |
- 第4条 会則第6条により会員は会費を納入する。
- 2 会費は1会員につき年額1,000円とする。
- 第5条 本会の会計年度は、会則第38条により毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。
- 第6条 会長は、会計年度当初に予算書を作成し、総会で承認を得る。
- 第7条 副会長は、収入に関する事務を管理する。
- 第8条 副会長は、予算の執行に関する事務を管理する。
- 第9条 副会長は、会計年度ごとに決算報告書を作成する。
- 第10条 会長は、決算報告書を会計年度終了後、速やかに監査委員に提出し、監査を受ける。
- 第11条 会長は、監査終了後、決算報告書を総会に提出し、その承認を得る。
- 第12条 この規程に関する会計帳簿の保管年限は、5年とする。
- 第13条 この規程は、平成19年4月1日より施行する。
- 付 則 この規程は、平成29年2月23日に一部改正し、平成29年2月23日より施行する。